

都営住宅畳工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

3 工事施行の 適正化	(1) ~ (10) (略) <u>((11)削除)</u>
5 個人情報の 保護	(1) (略) (2) ア、イ (略) ウ その他、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱うこと。 (3) ~ (4) (略)
11 <u>工事の記録 等</u>	(1) 標準仕様書 1.2.4によるほか、工事記録写真の撮影方法及び整理は、「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づく。

都営住宅畳工事共通仕様書（令和4年10月）追補版（令和5年4月1日適用） 新旧対照表

改定（新）	現行（旧）	
<p>3 工事施行の適正化 (1)～(10) (略) (11) 削除</p> <p>5 個人情報の保護 (1) (略) (2) ア、イ (略) ウ その他、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱うこと。 (3)～(4) (略)</p> <p>1.1 <u>工事の記録等</u> (1) 標準仕様書 1.2.4によるほか、工事記録写真の撮影方法及び整理は、「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づく。</p>	<p>3 工事施行の適正化 (1)～(10) (略) (11) 標準仕様書「1.1.19 保険の加入及び事故の補償（5）及び（7）」の表記は、次のように読み替える。 （5）建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約地決後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。 （7）発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。</p> <p>5 個人情報の保護 (1) (略) (2) ア、イ (略) ウ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱うこと。 (3)～(4) (略)</p> <p>1.1 試験・施工等の記録 (1) 標準仕様書 1.2.5によるほか、工事記録写真の撮影方法及び整理は、「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づく。</p>	<p>東京都建築工事標準仕様書と整合</p> <p>都条例廃止に伴い修正</p> <p>東京都建築工事標準仕様書と整合（項目名称、番号）</p>